

令和7年度 群馬県ペアレントメンター養成研修 実施要領

1. 目的

「群馬県ペアレントメンター事業」において、発達障害の子どもを持つ親に寄り添い、地域から孤立することなく支えられるよう、発達障害のある子どもの養育経験があり経験談を話し、発達障害に関する基本的な知識や相談技術等を持つ人材を養成する。

2. 実施主体

群馬県（事業委託先：ぐんまペアレントメンターの会）

3. 対象者と定員

以下の全てに該当する者 30名程度

- (1) 県内在住で、発達障害の診断を持つ子ども、または発達特性があり各種の支援や合理的配慮などを必要とする子ども（概ね小学生以上）の親である者
- (2) 発達障害児者支援団体に所属していて、相談を受けた経験があり、団体の代表者から推薦を受けた者
- (3) 別紙「群馬県ペアレントメンターの育成方針」の内容に同意し、研修後に1年以上活動ができる者

4. 研修日程及び内容等

第1日 令和7年6月26日（木） 10:00～16:00

時間	内 容	講師等
10:00～	開会の挨拶・オリエンテーション	発達センター
10:05～	メンターの役割と倫理	ぐんまペアレントメンターの会
11:15～	地域の支援システム	発達センター
12:00～	昼休憩	
13:00～	相談の基礎技術	埼玉純真短期大学 布施 由起 教授
14:00～	傾聴相談ロールプレイ	

第2日 令和7年7月3日（木） 10:00～16:00

開始	内 容	講師等
10:00～	オリエンテーション	発達センター
10:05～	発達障害の特性理解	発達センター
11:35～	リソースブック	発達センター
12:00～	昼休憩	
13:00～	グループ相談の技術	埼玉純真短期大学 布施 由起 教授
14:00～	グループ相談ロールプレイ	
15:55～	閉会	発達センター

5. 場所
1 日目 群馬県庁昭和庁舎 3 階 35 会議室 (前橋市大手町 1-1-1)
2 日目 群馬県社会福祉総合センター 7 階 701 会議室 (前橋市新前橋町 13-12)
6. 費用 無料 ※ただし交通費は自己負担
7. 受講者募集
発達障害児者支援団体、市町村障害福祉担当課あて募集について通知する。
8. 選考基準
3 の基準を満たす受講希望者が、定員を上回る場合には、実施主体が相談活動の経験年数、在住地域、子どもの年齢の順に勘案した上で決定するものとする。
9. 申込方法 ぐんま電子申請受付システム
下記 URL または二次元コードより Logo フォームへアクセスのうえお申込みください。
※①受講希望者、②団体からの推薦、ともに申し込みが必要です。
- ① 受講希望者
申込フォーム <https://logoform.jp/form/9cfD/1037145>
二次元コード 
- ② 所属団体の推薦 (団体の代表者がお申し込みください。)
推薦フォーム <https://logoform.jp/form/9cfD/1037192>
二次元コード 
10. 申込期限 令和 7 年 6 月 6 日 (金) まで
11. 受講の決定 6 月 19 日頃に、受講申込者のメールアドレスへ結果を通知します。
12. 修了証の発行
全 2 日間の研修に参加し、すべてのカリキュラムを学んだ者に、県児童福祉課から養成研修の修了証を発行します。
13. その他 不明な点は下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

群馬県発達障害者支援センター 担当：井上

電話 027-254-5380

Mail hatsutatsuse@pref.gunma.lg.jp

件名に【メンター研修】と入れてください。

群馬県ペアレントメンターの育成方針について

「群馬県ペアレントメンター事業」において、子どもを持つ親に寄り添い、地域から孤立することなく支えられるよう、発達障害のある子どもの養育経験があり経験談を話し、発達障害に関する基本的な知識や相談技術等を持つ人材をペアレントメンターとして養成するにあたり、ペアレントメンターの育成方針について共通認識を持つ。

1. ペアレントメンターの基本的な心構え

- ・ペアレントメンターは相談の専門家ではない。専門機関での相談のきっかけづくりができるような支援を行う。
- ・ペアレントメンターの行う相談は専門機関での相談とは違う。発達障害の子どもを持つ親が、同じ経験を持つ先輩に相談して、子どもが障害を持っていることを前向きに受け止められるようにすることが大事。
- ・ペアレントメンターは、相談者が考えるプロセスに寄り添うものであり、課題解決を目標としない。指示・判断は行わず、情報提供や自分の育児体験の紹介の範囲で接する。
- ・相談者と適度な距離を保つ。

2. ペアレントメンターの役割

(1) 傾聴

- ・相談者の体験や悩みを共感的な態度で聞く。
- ・自分の子育て経験を紹介する。
- ・地域の相談機関や利用できる医療、福祉、教育などの支援サービスを紹介する。

(2) 守秘義務

- ・守秘義務を順守すること
- ・メンターとの連絡も実施主体や支援機関を通して行い、個人の連絡を明かさなないこと
- ・相談の中で知り得た個人情報については、家族等親しい人にも口外しないこと
また、インターネット媒体（メール、ブログ、ホームページ、SNS等）で発信しないこと

(3) その他

- ・相談時間を決め、時間内で終えること
- ・必要に応じ地域の情報を提供し、他機関を紹介すること
- ・相談内容によっては、本人の了解を得たうえで、専門機関に繋ぐこと
- ・「群馬県ペアレントメンター」と名乗るのは、当該事業に係る活動に限ることとする。